

しろあとだより

第23号

2021年12月

高槻市立
しろあと歴史館

目次

「梶原台場関連資料『奥本家文書』について」

中西裕樹・西本幸嗣……………1

梶原台場関連資料『奥本家文書』について

中西裕樹・西本幸嗣

一 調査の経緯と文書の概要

平成二十四年(二〇二二)六月、高槻市立五領公民館で活動する「五領古

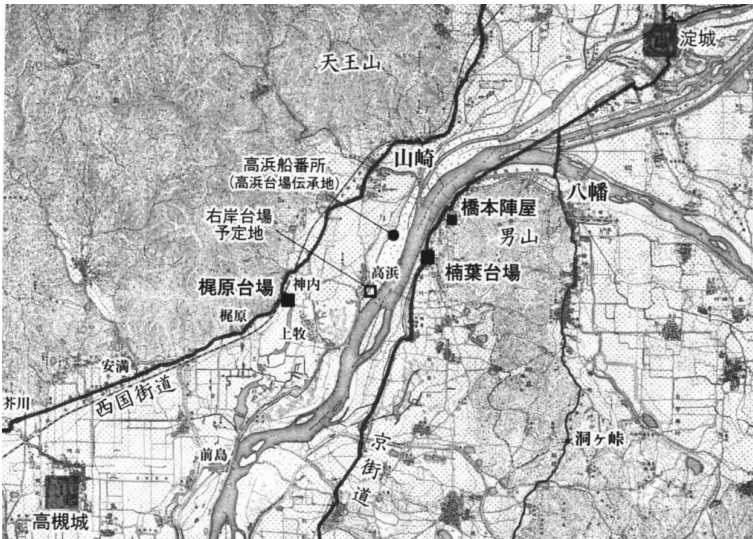


図1 楠葉・梶原台場周辺図(大阪歴史学会『ヒストリア』217より)

文書クラブ」の加茂義雄氏・林昭幸氏の紹介で上牧町二丁目の奥本務氏宅を訪問し、明治二年(一八六九)及び明治五年(一八七二)の上牧村の絵図二点とともに、古文書四点の計六件の資料を確認し、写真撮影を行った(図3～5)。奥本家は、江戸時代後期の上牧村の庄屋家であり、当主は「吉郎兵衛」を名乗っていた。

本文書は、計四点一括のもので、内容は上牧村が使用されなくなった梶原台場の土地払い下げを願ったものであ

る。上牧村は京都盆地南西の山崎地峡に近い本市東部の淀川べりに位置し、慶応元年(一八六五)に供用が開始された梶原台場は上牧村を含む隣村との入会地に徳川幕府が築造したものであった(図1)。

その後、古文書四点については「五領古文書クラブ」が翻刻し、平成二十五年(二〇一三)十一月に『摂州嶋上郡上牧村 奥本家文書』(私家版)として刊行されている。本報告では、五領古文書クラブの成果をもとにし、梶原台場の概要と文書の内容を報告する。

二 梶原台場について

(一) 概要と築造の経緯

梶原台場は、高槻市梶原三丁目・上牧北駅前町を中心に所在する。幕末の動乱期において、京都守護職の会津藩主松平容保が主導し、徳川幕府が長州藩らの敵対勢力から京都を防衛するため、淀川対岸の楠葉台場(国指定史跡。大阪府枚方市)とセットで設置した施設である。淀川右岸の山と内ヶ池という水面に挟まれた平地に立地し、山崎地峡とは約3kmの距離がある。

上牧村・神内村・梶原村(いずれも高槻市)の境界付近に位置し、小字を「関跡」という。現在、地表面に遺構は確認できないが、国土地理院が所蔵する「神内砲台図 摂州島上郡万所山壁関門 野堡之図」や地籍図から南北約二〇〇m×東西約三〇〇mの規模に復元できる。幕末に西洋から導入された稜堡式の平面プランを大阪方面にのみ採用しつつ、内部に西国街道を引き込んだ関門機能の強い施設である(図2)。

台場の築造は、文久三年(一八六三)三月に京都守護職として上洛した会津藩主松平容保が幕府に「八幡」「山崎」に関門の設置を建白したことに始まり(『七年史』)、修築総裁には勝海舟(麟太郎)が就く。これは朝廷による異国船が通るかもしれない淀川を封鎖する河川台場の求めに応じ

たものであった。

五月一日には容保、同二十四日には海舟らが現地周辺を視察したが、九月二十一日に決定した予定地は最終の場所とは異なり、十月十二日には淀川べりの高浜村(大阪府島本町)と上牧村の境で起工された。完成した台場は淀川から約1km離れるが、当初は淀川に近い場所が候補地になったのだろう。

しかし、翌元治元年(一八六四)三月末に工事は延期され、六月になって場所を変えて再開された。ただし、直後に武装した長州藩兵が西国街道を通過して上洛を強行し、御所に発砲する禁門の変を起こす。これにより中断

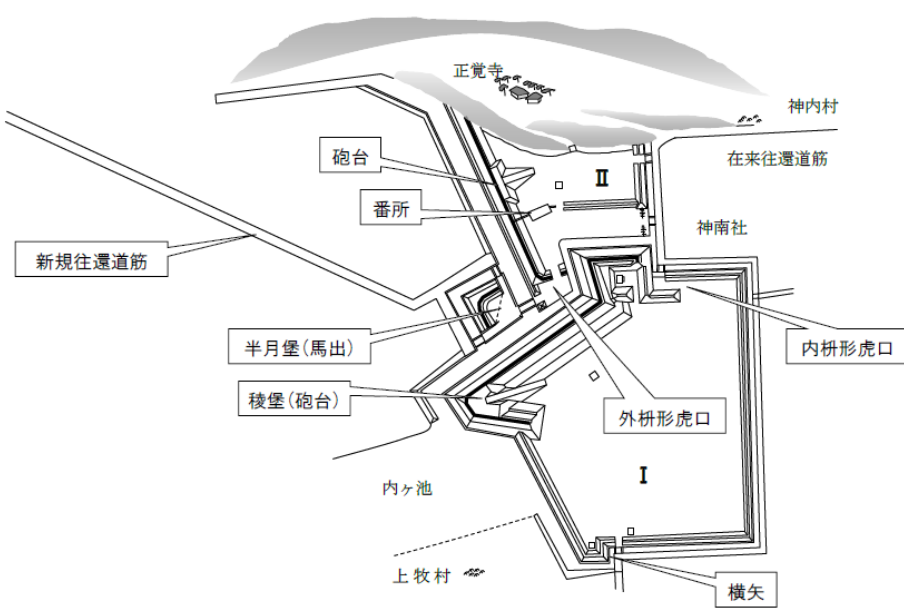


図2 神内砲台図(摂州島上郡万所山壘壁関門野堡之図)トレース・加筆(中西作図)

した工事は十一月に再開する。長州は敗退し朝敵となったが、京都防衛には西国街道の封鎖が必要であることが明確になり、結果的に台場の場所に変更された。梶原台場の稜堡(砲台)が淀川に続く「内ヶ池」に向けたの求めに、朝廷の河川台場であることを主張し、西国街道の関門という性格をカモフラージュした結果だと思われる。

(二) 供用開始と鳥羽・伏見の戦い

翌慶応元年(一八六五)に至って台場は完成し、幕府は七月十二日に津藩に警衛を命じ、八月八日に供用開始を布告した(『統徳川実紀』)。この後、京都の政局は大きく転換し、禁門の変では幕府側に立っていた薩摩藩が長州藩と手を結ぶ。十月に將軍徳川慶喜が朝廷に大政奉還を行うと、同時に朝廷は薩摩・長州両藩に倒幕の密勅を示し、十一月二十五日に長州藩兵は再び軍備上洛を開始する。二十九日には摂津国の打出浜(兵庫県芦屋市)に上陸し、西国街道の起点である西宮(同西宮市)に入った。

梶原台場を守る津藩は、上牧村や淀川沿いに簡易な台場や番所を設けて兵を配し、高槻藩と情報収集などの有事に備え、近郊の村人と協力して台場近くの街道沿いに篝火をあげる(『藤堂藩山崎戦争始末』)。建前上、禁門の変を引き起こした長州藩は上洛が禁じられており、津藩は中止の交渉を進めるも八日に長州藩兵が芥川宿(高槻市)を通過するに至って開戦の意思を固めた。しかし京都では長州藩赦免の勅許がなされており、王政復古が宣言されると戦争の目的が失われて、長州藩兵は梶原台場を通過した。直後の翌年一月三日に鳥羽・伏見の戦いが勃発すると、旧幕府軍は津藩に同調を求めたが、梶原台場には勅使四条隆平が派遣され、新政府軍への帰属を命じる。津藩は淀川対岸の楠葉台場に入った旧幕府軍との交戦が不可避となり、五日になって高浜村に進出して淀川の堤防から砲撃を加えた。旧幕府軍は敗退し、津藩は七日になって台場の守備を広島藩と交代した。やがて台場は、翌明治二年(一八六九)二月に機能を終えた。

三 解説と翻刻

(一) 解説

繰り返しになるが、古文書四点の内容は、上牧村が使用されなくなった梶原台場の土地払い下げを願ったものである(図3)。

まず、明治三年(一八七〇)三月に、上牧村から兵庫県役所(当時の旧幕府領を管轄した役所)へ願ひ出た。文書二通「A」「B」ともほぼ同様の文で、再三にわたって願ひ出たことがわかる。地元は、台場を地元払い下げしてもらい、その土地で農業(耕作)を営みたいというもので、旧幕府領を管轄していた兵庫県役所の役人に現地検分をしてもらっていたことなどがわかる。

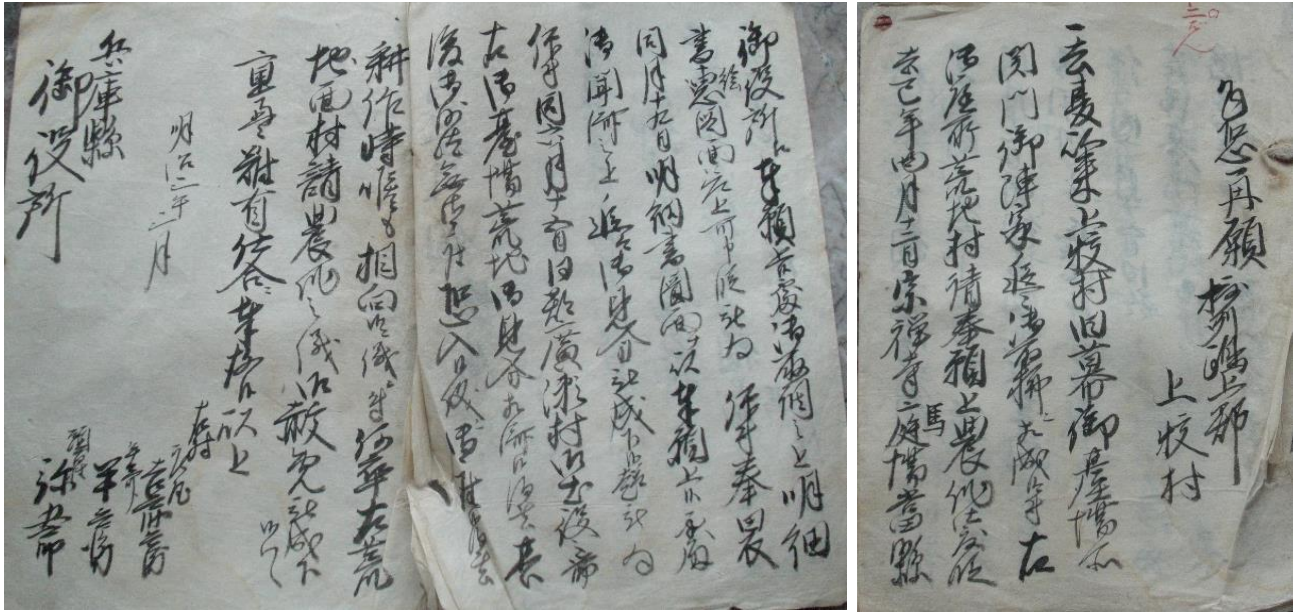


図3 台場を払い下げ、農作御赦免につき再願書(明治3年[1870]3月)



図4 御領撰州島上郡上牧村絵図(明治2年[1869]9月)

同年七月、ようやく願いは叶ったようで、文書「C」では、村から御冥加金を上納したうえで、地元で開墾することと、開墾中の年貢免除を条件として役所に承諾を求めている。

台場は、そもそも上牧村と梶原村の村境に位置し、神内村の飛び地も存在した複雑な土地であった。払い下げにあたって、元々の土地の所有と石高を書き記しておく必要があった。そのため、慶応四年(一八六八)時の台場の供出土地の割合や石高を記した書類「D」も伝来したと考えられる。

また、梶原台場を描いた村絵図としては、上牧村の本澄寺に伝わる「上牧村絵図」(明治二年)と「上牧村粗絵図」の二点が知られていた。『奥本家文書』の二点の絵図は、いずれも本澄寺の絵図と類似している。その概要は、次のとおりである。

○「御領撰州島上郡上牧村絵図」（明治二年・図4）

上牧村とその周辺を描いた絵図で、東に淀川を描き、西に赤色で西国街道を表わしている。西国街道沿いに、墨引きで囲む区画が梶原台場で、この絵図が作成された明治二年はすでに使用されていない状態を表わしている。台場の形は、他の絵図と比較すると、あまり忠実には描かれていない。ただ、西国街道から台場へ引き込む道は、きつちりと表現されている。絵図には、上牧村庄屋の吉郎兵衛（奥本家）と年寄の八右衛門が署名・押印しており、上牧村で調製した公式の村絵図といえる。

○「上牧村粗絵図」（明治五年・図5）

上牧村を中心に全体的に簡略的に描かれているので、「粗絵図」といえる

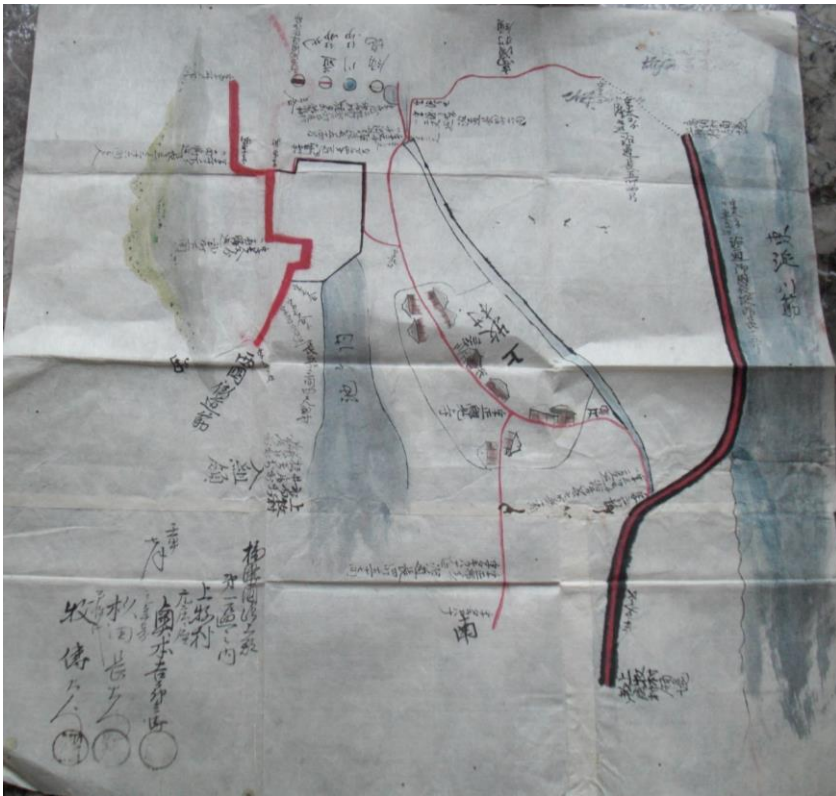


図5 上牧村粗絵図(明治5年[1872]7月)

るものである。ただ、村から梶原台場までの距離や淀川沿いの堤防などは細かく記述されている。絵図からは西国街道を曲げて台場に取り込む様子がわかる。この絵図にも、元庄屋の奥本吉郎兵衛・元年寄の杉田長右衛門・百姓代牧傳右衛門の署名・押印が確認できる。

(二) 翻刻

凡例

- ・基本は常用漢字もしくは正字で記入したが、人名や地名などの固有名詞は原文のまま記載した。
- ・文書を読みやすくするため読点「、」および並列点「・」を適宜入れて、罫字は一字空けとした。
- ・変体仮名は、通常の仮名になおし、片仮名はそのままにした。
- ・誤字と思われる箇所には、適宜（ママ）（カ）とした。
- ・願書「A」～「C」については、内容理解のため、簡単な意識を付した。

「A」台場を払い下げ、農作御赦免につき願書

乍恐口上

（異筆）

撰州嶋上郡

△

上牧村

一御陣家并二御門共去已七月以来、淀藩ヨリ御取払二相成候儀ニ御座候、関門地内不残当村江村請被為成下候様、此段奉願上候

一去夏以来、上牧村旧幕御台場所関門・御陣家追々御取払二相成候二付、右御台場所荒地村請奉願上農作仕度段、去已年四月元豊崎県

御役所江奉願上候処、取調之上明細書・絵図面差上可申段被為 仰付奉畏、同月十九日明細書・

絵図面ヲ以奉願上候処、御聞濟之上追而御見分被成下候趣被為 仰付、同六月十五日同郡広瀬村へ

御出役之節、右御台場荒地御見分被成下候得共、其後御沙汰無御座、恐入候儀ニ御座候得共、耕作之

時候ニも相向候儀ニ付、何卒急々右御場所御見分被為 成下、村請農作之儀御赦免被成下候ハ、重畳雖有仕合奉存候、以上

明治三千年

三月

右村年寄
半兵衛 印
庄屋
吉郎兵衛 印

兵庫県
御役所

〈意識〉 恐れながら口上します

一御陣家(御陣屋)ならびに御門とも、去る巳年(明治二年)七月以来、淀藩から取り払いになっておりました。関門の土地を残らず、上牧村に村請させていただきますようお願い申し上げます。

一去る夏以来、上牧村の旧幕府の御台場・関門・御陣家(御陣屋)は取り払いになり、この土地を村請して農地したいと、去る巳年の四月に元豊崎県の役所へ願ひ出ましたところ、取り調べの上、土地の明細書と図面を提出するように仰せ付けられましたので、同月十九日に明細書と図面を持参して願ひ出しました。取り調べも受け、後日、現地を検分することになりました。同六月十五日に役人が広瀬村に向かう際、台場荒地地を検分されましたが、しかし、その後、この件について何の判断もなされていません。ちようど耕作をする時期にもなりますので、どうか、この荒地地で耕作することをお許しいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

明治三千年

三月

右村年寄
半兵衛 印
庄屋
吉郎兵衛 印

兵庫県
御役所

〔B〕台場を払い下げ、農作御赦免につき再願書

乍恐再願

〔異筆〕

撰州嶋上郡

上牧村

〇二ばん

一去夏以来、上牧村旧幕御台場所

関門・御陣家追々御取払ニ相成候二付、右

御庭所荒地村請奉願上、農作仕度段、

去巳年四月十二日宗禅寺庭場当県

御役所江奉願上候処、御取調之上、明細

書・恵図面差上可申段、被為 仰付、奉畏、

同月十九日明細書・図面ヲ以奉願上候処、

御聞濟之上、追而御見分被成下候趣、被 為

仰付、同六月十五日同郡広瀬村御出役之節、

右御台場荒地御見分相済候得共、其

後御沙汰無御座、恐入候儀ニ御座候得共

耕作時候ニも相向候儀ニ付、何卒右荒

地面村請農作之儀御赦免被成下候ハ、

重畳難有仕合ニ奉存候、以上

明治三千年

三月

右村
庄屋
吉郎兵衛
年寄
半兵衛
頭百姓
弥五郎

兵庫県

御役所

〈意識〉 恐れながら再度、お願いします

一去る夏以来、上牧村にある旧幕府の御台場と関門、陣屋を取り払いにな
ることについて、この場所を村で請け負って耕作を行おうと、去る巳年四
月十二日に崇禅寺の役所(旧幕府領を管轄した撰津県)へ願ひ出ましたと

ころ、取り調べの上、土地の明細書と図面を提出するように仰せ付けられましたので、同月十九日に明細書と図面を持参して願ひ出ました。取り調べも受け、後日、現地を検分することになりました。同六月十五日に役人が広瀬村に向かう際、台場荒地を検分されましたが、その後、この件について何の判断もなされていません。ちょうど耕作をする時期にもなりませんでしたので、どうか、この荒地地で耕作することをお許しいただきませう、重ねてお願い申し上げます。

明治三年

三月

右村

庄屋

吉郎兵衛

年寄

半兵衛

頭百姓

弥五郎

兵庫県

御役所

〔C〕台場の田地開墾につき口上書

乍恐口上

摂津国嶋上郡

上牧村

(異筆)

「六ばん」

一 御関門跡鋪地開墾之義、先達而

奉願上候所、右場所御見分之上地所

御払下ヶ可被成下候に付、御上納 金

御取調被仰付奉畏候、然ル所右場所

之義者御見分被為成下候通り、近

山之石沙砂ヲ以平地ハ勿論、台場

其外高土手等多分御築上ヶ

御丈夫御出来に付、右石沙取除ヶ

立毛作附出来候様開墾仕候ニハ、

多分之人夫相掛り候間、為御冥加金

三百両上納仕、歛下之義ハ来ル未ノ

年より丑年迄七ヶ年之間

御赦免被為成下、地元当村へ開

墾被仰付候様奉願上候、乍去、此上

多分上納金仕開墾奉願上候もの

御座候ハ、何方へ被仰付候ても、於当

村聊申分無御座候間、乍恐此段

以書付奉申上候

右願之通、御聞濟被為成下候ハ、小

前末々迄一統難有仕合奉存候、以上

明治三年午七月

右村庄屋

吉郎兵衛印

年寄

半兵衛印

兵庫県

御役所

〔意訳〕 恐れながら口上します

摂津国嶋上郡

上牧村

一 御関門跡敷地の開墾について、先だつてからお願ひしておりました。右の場所を検分の上、土地の払い下げを受けることについて、御上納金を吟味するよう仰せられました。ところが、右の場所について、検分していただいた通り、台場は近隣の山の砂利で平地にして、高土手が丈夫に出来ているので、右の砂利を取り除いて農作物を植えられるよう開墾するには、多くの人員が必要になります。御冥加金として金三百両を上納し、新たに田地にするため、来る未の年(明治四年)から丑の年(明治十年)までの七年間、年貢を免除していただき、当村で開墾させていただきますようお願いいたします。しかしながら、これより多くの上納金を納めて開墾を願ひ出る者がいれば、どちらへ(開墾を)お命じになられても、当村においては少しも申し分はございませんので、おそれながらこのことを書面にて申し上げます。右の件について承知していただきましたら、村の人々は感謝いたしま

す。

明治三年午七月

右村庄屋

吉郎兵衛印

年寄

半兵衛印

兵庫県

御役所

〔D〕台場供出地につき五か村割合勘定帳

慶応元年 此金子五ヶ村割合勘定仕候

丑閏五月

上牧村

神内村 入会

梶原村

一 関門御取建敷地耆ヶ所

此潰地反別三町七反式畝廿八歩式厘

此高四拾三石六斗耆升九合三勺

此訳

烏丸家領

高拾四石四斗三升耆合九勺

此反別耆町六反四畝十九歩

此収納米拾四石四斗三升耆合九勺

是者、年々定免二而書面之通

収納仕来候事

永井肥前守領分

高拾七石九升八合

此反別耆町式反四畝廿歩式厘

鈴木菊治郎知行所

高五石七斗八升九合

此反別三反九畝拾四歩

永井飛驒守領分

高五石耆斗六升九合四勺

此反別三反五畝廿八歩

神内村

高耆石耆斗三升耆合

此反別八畝七歩

右潰地所

一 高式拾九石耆斗八升七合四勺

此反別式町八畝九歩式厘

此作徳米四拾石九斗三升三合四勺

此買上代銀八拾七貫九拾式匁三分四厘

御買上可被成分

但、耆反二付 銀四貫百八拾匁余

銀百目二付米 四升七合替

外銀三貫八百七拾目七分七厘耆毛

吟味二付減

一 高拾四石四斗三升耆合九勺

此反別耆町六反四畝十九歩

此作徳米式拾石式斗耆升九合六勺

此地代銀四拾三貫式拾目四分式厘五毛

御手当被下候分 但、耆反二付 前同断 銀百匁二付 前同断

右潰地所二

高四拾三石六斗耆升九合三勺

此反別三町七反式畝廿八歩式厘

此作物代銀耆貫四百五拾四匁四分式厘

作物料 作物料

内

麦作七石四斗五升九合

此代銀五百五拾九匁四分式厘

菜種作四石四斗七升五合

此代銀八百九拾五匁

但、耆石二付 七拾匁かへ 但、耆石二付 式百匁かへ

合 米拾四石四斗三升耆合九勺

銀百三拾壹貫五百六拾七匁分八厘五毛

御手当被下之分

覚

撰州嶋上郡

上牧村

一銀百三拾壹貫八百八拾五匁三分五厘

神内村

内訳

梶原村

銀百拾七貫四百四拾三匁六分六厘八毛

上牧村分

内

烏丸家領分

四拾三貫式拾目四分式厘五毛

百姓江御手当分

五拾五貫式百式拾壹匁七分式毛

地所御買上代之分

拾七貫九百拾九匁三分六厘壹毛

鈴木菊治郎知行所

壹貫式百八拾式匁分八厘

麦・菜種仕付作物

料被下分

銀拾壹貫百拾八匁六分四厘五毛

永井飛驒守領分

神内村

内

拾貫九百七拾八十五分壹厘壹毛

地所買上代之分

百四拾目壹分三厘五毛

麦・菜種仕付作物

料被下之分

銀三貫三百式拾式匁七分式厘四毛

前同人領分

梶原村

内

式貫九百七拾式匁七分六厘六毛

地所買上代之分

三拾式匁分八毛

麦・菜種仕付作物

料被下之分

三百拾七匁八分五厘

藪地持百姓江

おわりに

梶原台場の築造経過は、上牧村の隣村である関西大学図書館が所蔵する『撰州嶋上郡高浜村 西田家文書』等から知られるが、その後上台場跡地がどのようなになったのかは不詳であった。本文書群から、地元の上牧村が役所へ要望し、農地開墾のために払い下げが行われたことがわかった。直接、台場に関わった村が伝えた文書、絵図としても大変貴重であり、今後の研究に資するところは大きい。

末尾となったが、調査及び本報告をご快諾いただいた奥本務氏をはじめ、加茂義雄氏・林昭幸氏をはじめとする「五領古文書クラブ」に感謝を申し上げます。

【参考文献】

- ・中西裕樹「梶原台場の歴史と構造」(『ヒストリア』206、大阪歴史学会、二〇〇九年)
- ・高槻市立しろあと歴史館展示図録『幕末 京都をめぐる雄藩と高槻―黒船来航から鳥羽・伏見の戦いまで―』(二〇一〇年)
- ・五領古文書クラブ『撰州嶋上郡上牧村 奥本家文書』(私家版、二〇一三年)

※小文は『高槻市文化財年報 令和元年度』(高槻市街にぎわい部文化財課、二〇二一年)で報告した内容の再掲載である。

発行日 二〇二一年十二月三十一日 編集・発行 高槻市立しろあと歴史館

大阪府高槻市城内町一番七号・TEL〇七二(六七三)三九八七

◆ホームページ：高槻市ホームページ「インターネット歴史館」内で掲載

http://www.city.takatsuki.osaka.jp/rekishu_kanko/rekishu/

rekshikan/chosa/shiroato/shiroato_dayori/index.html